



毎月5日発行

M o n t h l y

情報掲示板

社会保険労務士法人のぞみ 税理士法人 のぞみ

TEL0263-34-4488

FAX0263-34-0054

第 181 号

令和5年4月1日から雇用保険料率が改定されます

令和4年の年2回の引き上げに続き令和5年4月にも雇用保険料率の引き上げが行われます。

縮小されたとはいえ当面は続く雇用調整助成金の支給や、労働移動円滑化・人への投資への支援の強化に万全を期すとともに、雇用情勢が悪化した場合にも十分な対応を図るためには、雇用保険の財政基盤の安定が不可欠とされており、財源確保を図るためには、雇用保険料率も原則に戻す必要があるようです。

令和5年度 雇用保険料率

令和5年4月1日～令和6年3月31日までの雇用保険料率は次のとおりです。

行	産業種類	雇用保険料率		
		雇用保険料率	事業主負担分	被保険者負担分
1	一般の事業 (行2.3以外の業種)	15.5/1,000	9.5/1,000	6/1,000
	(令和4年10月～)	13.5/1,000	8.5/1,000	5/1,000
2	農林水産・ 清酒製造業	17.5/1,000	10.5/1,000	7/1,000
	(令和4年10月～)	15.5/1,000	9.5/1,000	6/1,000
3	建設の事業	18.5/1,000	11.5/1,000	7/1,000
	(令和4年10月～)	16.5/1,000	10.5/1,000	6/1,000

令和5年4月分より適用となります。